

定 款

公益社団法人 熊 本 県 ト ラ ッ ク 協 会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人熊本県トラック協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

(支部)

第2条の2 本協会は、理事会の決議を経て、支部を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

2 各支部には支部長を置くことができる。

3 支部に関する必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、会員相互が連携協調して、国民生活と経済活動に不可欠な物資、エネルギー等の安定輸送を担う貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって地域経済の発展に資するとともに、安全対策、環境対策、労働対策等の取り組みを通して地域社会との共生を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に関する指導・調査及び研究
- (2) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業
- (3) 貨物自動車運送事業者の全国団体との連携及び同団体への出捐
- (4) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (5) 輸送の安全対策、環境対策、労働対策に有用な事業
- (6) 災害時の救援物資輸送等支援事業
- (7) 法令及び税制に関する調査、研究
- (8) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法、その他の法令施行の措置に対する協力
- (9) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と広報、

啓発

- (10) 貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料収集及びこれらの刊行
- (11) 研究会、講習会、講演会等の開催及び会員相互の連絡協調を図る施策
- (12) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）を営む個人又は団体であつて、熊本県内に事業所を有する者
 - (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(会員の資格取得及び代表者の指定)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書により入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 団体たる会員にあつては、団体の代表者として本協会に対して権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに会長が別に定める変更届を提出しなければならない。
- 4 指定代表者は、やむを得ない場合に限り、その団体に所属する者を指定して、権利行使を委任することができる。ただし、この場合、権利を行使する日時及び議題を特定し、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、理事会において別に定める入会及び退会の規程に

より所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、当該総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によってその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 会員である団体が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失したときにおいても、既納の金品は返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条 本協会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって法人法の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 役員報酬等及び費用に関する規程
 - (3) 役員退任慰労金等支給規程
 - (4) 入会金及び会費規程
 - (5) 会員の除名
 - (6) 事業報告及び貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催)

第15条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後、3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議が行われたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面によって招集の請求があったとき。

(定足数)

第16条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、第15条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長が必要と認める場合には、出席正会員の中から会長が指名した者がこれに当たるものとする。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 会員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで選任することとする。

(書面又は代理による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合において当該正会員は、総会の前日の業務時間終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2 正会員は、その有する議決権を代理人に行使させることができる。この場合において当該正会員は、代理権を証明するための書面を提出しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以上6名以内を副会長、1名を専務理事とするほか、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあつては指定代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内及び監事のうち1名を正会員以外の者から選任することができる。

2 理事の年齢は、理事会の決議により別に定める規程において定年を設けることができるものとする。

3 監事の年齢は、選任を予定する年の4月1日現在において満75歳未満の者とする。

4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族、その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順位に従い、その業務を代行し、分担執行する。

4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 業務及び財産の状況を調査し、各事業年度における計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したとき、若しくはその行為をする恐れがあると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求し、若しくは理事会を招集すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限の行使をすること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うための費用を弁償することができる。

3 前2項のほか、報酬等及び費用の支払いについての必要な事項は、総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の一部免除)

第30条 本協会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第31条 本協会に、顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を経て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

- 4 顧問は、第27条第1項及び第28条、第29条第2項の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「理事」及び「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長及び副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解職
- (5) その他重要事項の決定

(種別)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

(開催)

第35条 通常理事会は、毎年2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第2号により理事が招集する場合及び前条第2項第3号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該理事会において出席理事の中から選出する。

(決議等)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 正副会長会

(構成)

第40条 正副会長会は、会長、副会長をもって構成する。

(権限)

第41条 正副会長会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会並びに理事会に付議すべき事項
- (2) 総会並びに理事会が決議した事項の執行に関する事項
- (3) 会務の執行に関する事項
- (4) その他重要な事項

(開催)

第42条 正副会長会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 副会長から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(招集)

第43条 正副会長会は、会長が招集する。

2 正副会長会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ正副会長会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第44条 正副会長会の議長は会長がこれに当たる。

第8章 委員会・部会等

(委員会等)

第45条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会の委員は理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会及び部会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金及び地方公共団体からの交付金

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(近代化基金)

第47条 本協会の財産のうち、次に掲げるものを近代化基金（以下「基金」という。）とする。

(1) 交付金の一部

(2) 理事会において基金に繰り入れることを決議した財産

(基金処分)

第48条 基金の処分は、本協会の目的遂行上やむを得ない理由がある場合に限り、理事会の決議を経て熊本県知事の承認を受けて行うものとする。

(資産の管理及び運用)

第49条 本協会の資産は、会長が管理、運用するものとし、その方法は理事会の決議を経て会長が別に定める。ただし、基金は、次のいずれかの方法により会長が管理する。

(1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有

(2) 信託業務を行う銀行への金銭信託又は金融機関への預託

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、

理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、通常総会開催の14日前までに監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬及び費用に関する規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(交付金の使途)

第54条 交付金は第4条各号に掲げる事業のうち、関係行政庁の承認を得た事業について使用する。

(区分経理)

第55条 本協会は、基金及び基金以外の交付金に係る会計の経理を区分して整理するものとする。

(経費の支弁)

第56条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(長期借入金)

第57条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 本協会は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(個人情報の保護)

第59条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第61条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第62条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本協会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第63条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 事務局

(設置等)

第64条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他重要な使用人は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第13章 公告

(公告の方法)

第65条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(細則)

第66条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本協会の最初の会長は岩下哲三とする。
3. 本協会の最初の副会長は松木喜一、濱邊明任及び松本眞二とする。
4. 本協会の最初の常務理事は宮崎文昭とする。
5. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
6. 社団法人熊本県トラック協会の定款は、前項に定める解散の登記の日に廃止する。

附 則

- 1 平成30年6月14日改正し、同日から施行する。

附 則

- 1 令和2年6月11日改正（令和2年7月1日から適用）